

令和3年3月25日

第3回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第3回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和3年3月25日				召集場所	北川辺総合支所 第1・第2・第3会議室			
開会の日時	午後1時25分				閉会の日時	午後3時35分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 大 熊 和 夫				
					次 長 小 川 修 一				
					主 幹 正 能 光				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 幹 関 田 毅				
					主 査 染 谷 守				

開会 午後 1時25分

○事務局（大熊和夫君） それでは、「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻より若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○事務局（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、これより令和3年第3回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○事務局（大熊和夫君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、皆さんこんにちは。

北川辺まで大変ご苦労さまでございます。コロナの関係でいろいろ総会の会場がとれないということなんですけれども、この間テレ玉に出ました。本当に田舎者で、恥をかきに出たようなものですけれども、テーマは農地バンクということで、結構、NACK5とかああいとこで宣伝もしていました。その関連で要請があつて行ったわけなんですけれども、皆さん方には関心持っていただいた方もおられたと思います。

北川辺でも小野袋地区で今、国道354号バイパスの隣で、あそこを集積しようということで今やっています。やっぱり年々担い手というかやり手がいなくなって、どうですかと声かけると、本当に7割、8割はすぐよろしくお願ひしますということで、簡単に話が進むよ

うでございます。どうしても担い手が足りない、将来の農業に対しましてもそんな状況でございますけれども、集積で効率よくできれば、農地のより有効利用が図られれば何よりだと思います。

相変わらずコロナ禍ということで、推進委員の皆さんには本当に出席がかなわないわけですが、早く終息してオリンピックもできれば、盛大とは言わないんですけれども、開催がスムーズにいけばいいかなと思います。

私のところでも、先週20日に1回目の種まきをしたところでございます。これから2か月ぐらい、騎西が最後のトリを務めますけれども、それまでこの加須市は延々と種まきと田植えが続いていくわけですが、なかなかコロナで米の消費も伸びないという部分もあるんですけども、これは国民の主食である米を作っている文化というか、そういった面もございまして、気概を持って続けていけることが、我々農民にとっては幸せなことではないかなと思います。

いろんな面で事業もコロナの影響を受けて大変でございますけれども、農業委員会もこの総会は月に1回必ずやらなければ進まないというか、なりませんので、皆さん方には全員出席を賜りまして心から感謝を申し上げ、開会のご挨拶といたします。今日もよろしくお願いいたします。

○事務局（大熊和夫君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○事務局（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、委員総数15名全員の皆さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○事務局（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

11番 柳田 浩 委員

13番 早川 初男 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川・大越地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） それではご説明申し上げます。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

3月15日に地区担当の峰岸推進委員、大越地区については越塚推進委員と現地調査をいたしました。

代理人の _____ の _____ さんに説明を受けました。譲渡人の _____ さんの土地については、以前に、元 _____ の用地を売却する際の条件として、

ほかの農地も買ってほしいとのことから、今回の申請に至ったとのことでもあります。

また、大越所在の さんの土地については、 さんは高齢であり、管理ができないので、既に宅地その他の農地も さんに譲渡されており、今回最後の手続とのこと。そのほかの下樋遣川南瀬田和の申請地については、 が計画しているトマト農園用地を確保するため申請するものであるとのことでありまして、計画的に事業を推進するための申請とのことでもあります。

いずれの土地についても現在耕作あるいは耕作可能な状態となっており、が農地を取得し、事業を進めるための申請であり、問題なく許可相当と判断をいたしました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

一応参考のために、 というのは、米作なんかが中心なのか、トマトとかそういうのが中心なのか、ちょっと参考のために教えてください。

以上です。

○8番（松村文夫君） 事務局のほう詳しく内容については分かっていると思うんですが、私が聞いている範囲ですと、いわゆる は、第一にはトマトの機械化・自動化されたハウスを建てて、トマトの栽培をしていくと、これが第一にあるようでございます。そのほかの農地については、後のいろいろ土地を集積する、そういう形のときの、相手の状態に合ったような形になるような場合もあるということで、現在している農地も買っていくと。なおかつ、従業員については研修生とは違った形で外国人の採用というものができると。家族も伴っての就労ができるということで進めていると。そんなふう聞いています。

いずれにしても、トマトの生産のための施設を造っていくと。なおかつ販路については自分でやっている別の会社の運送業の関係もあって、販路については既に道ができていると、そんなようなことは聞いています。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。栽培するのは米ではないようです。現地のほうを確認していくんですけども。麦、大豆、ソバ、そういうのがローテーションかなというふうには見ているんですけども。やはり農業委員さんが言うとおおり、以前から施設でトマトをやりた

いということ、以前から社長のほうは申しております、それをやりたいと。そういうお話でした。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

すいません、ちょっと確認させてください。この団体は農業生産法人の資格を持っているという設定とか、またさらに認定農業者としての資格も取っているのか。それと、今回保有している土地の全てが農用地なのかどうか、ちょっとその辺の確認もさせていただきたい。この法人はまだできたばかりの法人ということなのかと思って、見えるんですけども、資格が取れた根拠を知りたかったんです。

○事務局（正能 光君） 事務局です。 は法人登記が、昨年7月法人登記しております、それで農地のほうは青地がほとんどです。認定農業者にはなっておりません。以上です。

○11番（柳田 浩君） 確認したいのは、生産法人であれば農地は取得できると。法人資格を登記しただけで取れるということなんですか。何か、登記だけすれば全部農業生産法人になっちゃって、どんな土地でも取得できるという形になると、代表者の名前が隣の運送会社の同じ方みたいなんで、運送の土地の脇を今取得しているみたいな形なものですから、非常にちょっと、前そこを取得したいきさつとかもあってちょっと懸念されるところがあるので、その辺の制度上やむを得ないとか、そういうのを教えてください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。資格というんじゃなくて、法人を登記して、それで農地所有適格法人かどうかというのを1年以上見させていただきました。それで、毎年決算に報告、税収はちゃんと売上げがあって納税をしているかどうか、そこら辺も確認をさせていただきました。それで農地取得適格法人で、農業がやっていると、そういう判断で、前々回もそうなんですけども、利用権を設定しているところのそこを取得ということで、今回は大規模に2回目の取得というふうなものになったわけでございます。

以上です。

○11番（柳田 浩君） 2回目なのね。はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑ありますか。

（発言する人なし）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。松本推進委員と、3月15日に さんのところへ行きまして確認したところ、規模縮小ということでしたので、何ら問題ないと思います。 さんのほうは、これからどんどん規模を拡大するというお話でしたので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の騎西地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は、 でございます。譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲渡人の耕作や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われ

れます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

この3番の案件につきましては、これは昨年になりますけれども、昨年の6月19日、譲受人の さんから農業委員会の事務局のほうに、農地を取得するに当たって話を伺いたいことがあるという連絡が入り、地元の農業委員ということで同席することとなりまして、その際、併せて現地確認と聞き取り調査を行ってきました。

これは が譲渡人ということになっておりますけれども、位置図のほうをご覧になっていただきたいんですけれども、11ページ、申請地の上、市営下崎住宅というところがありますけれども、ここの大本の地権者は さんといいまして、ここの市営住宅の一画が全て さんの実家の住宅でした。この裏が、上の部分に さんというのがあると思いますが、これが譲受人の さんの自宅で、親戚関係になっております。

さんですけれども、相続で農地を、ここで全部相続で取得したわけなんですけれども、県庁に勤めていた方で、農業経験は一切ないと。何十年と さんが耕作をしていたものでございます。 さんは、高齢になって認知になる前に整理したいというふうなこともありまして、今回譲受人のほうの関係から のほうを入れて、ワンクッション入れて取得したいというふうなことで、このたびの申請になったというふうに伺っております。

いろいろ聞き取りをした結果、農地法の3条の基準を満たしているものと思われまので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） もう1点ちょっと補足です、すいません。ここの3番の議案書のほうの中の、所有面積が、自作地が ということになっておりますけれども、この さんのうちは法人化がされているんですが、 さん名義で、 の土地を個人所有の土地が残っているというふうなことでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ご質疑ございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の種足地区の案件、及び議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2番の種足地区の案件、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の種足地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(正能 光君) それではご説明いたします。

3条の4番と4条の2番及び5条の4番は、譲受人、申請人、それと譲渡人が同一であり、関連がございますので、3案件を一括にてご説明いたします。

3条の4番、5条の4番は売買による所有権移転で、4条の2番は自己所有地の敷地拡張でございます。必要添付書類が整えられております。

それでは、説明順でございますけども、分かりやすく最初に5条の4番からご説明申し上げます。

今回、譲受人は自己農家住宅の接道が建築基準法による要件を満たしていないということで、地権者から申請地を譲ってもらえることになったということでございますので、東側4.5メートルを分筆し、進入路として敷地拡張し、その先の接道部分は自己所有農地でございますので、同じ幅で分筆をし、4条の2番の申請を行うものでございます。

最後に、5条の4番の分筆の残りの農地は、3条の4番の申請で残地を取得し、耕作する計画となっております。

今回の4条、5条につきましては、今年度除外が完了したもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

また、3条の4番は譲受人の耕作や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番(小川達男君) 10番、小川です。

この案件につきましては、3月20日の日でした。推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。この さん宅を訪問したんですけども、私の隣家隣でありまして、昔からよく知

っている案件であります。

現在は、土地利用計画図を見れば分かると思うんですけども、宅地の進入路の私道は1.5メートルなんです、図面上は。そして、西側が さんの梨畑でありまして、その一部を大体2メートルぐらい借りまして、現在一応進入路を、大体3メートルから3メートル50ぐらいで利用しているわけですけども、今回 さんが宅地の建物の改築をやるということで、今事務局から説明があったとおりになんですけども、この案件は代々長い案件でありまして、今回無事 さんの東隣の土地を譲り受けることができたということで、この案件としたというふうに聞いております。

本人の説明でいいますと、この案件が通らないとこの地域に私は住めないということで、ぜひお願いするという強い要望がありました。詳しい内容は事務局の説明どおりです。許可相当と判断しました。よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） すいません、事務局です。今回 さんのお宅なんですけども、進入路が、真っすぐ既存のを拡幅しないのかということも多分ご質問あるかと思います。さっき話が出たんですけども、南から来るこの道路と真っすぐ十字路に交差するような拡幅は駄目だということですので、5メートル以上ずらして、地図で言うと右側からの進入路にという市の指導だということですので、これは一応 さんから見ますとクランク状になるんですね。ということなので、現状の進入路を拡幅というのじゃなくて、ずらしたと、そういう除外のための策でした。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

これ、旧道の、今の市道の2312号はこのまま残るんですか。これが今平等に広がって広がっているわけですね。それは元の幅に戻して、新たにこの図面でいうと手前、水路側に造るということで、この道路は残るということでよろしいですね、市道は。

○事務局（正能 光君） 事務局です。この道路は残ります。というのは、農業集落排水がそのまま入っていますので、このまま残ります。

○10番（小川達男君） あとちょっと説明しますと、この道路の下に集落排水の下水道が入っています。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の種足地区の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2番の種足地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の4番の種足地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） お願いいたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は、相続により取得したが、ほかに仕事があり耕作ができないため、また譲受人は隣接する空き家のある宅地を一緒に購入し、効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

3月17日、松村推進委員と譲受人の代理であります行政書士の さん立会いの下、現地調査を行ってまいりました。

先ほど事務局の方からのご説明どおり、申請地は位置図を見ていただくと分かると思いま

すが、上に さんの御実家がありまして、譲渡人の さんは数年前からこのお家を出られております。ご両親も亡くなっておりまして、空き家になっておりました。 さんはほかにお仕事があるということで、管理ができないということでしたので、おうちのほうと、あと農地のほうを一緒に買っていただくという方を探してらっしゃいました。

譲受人の さんは家族で農家をされているということで、売買が成立したときは、空き家のほうをリフォームしてお貸しをするという。あと、農地のほうもそこで一緒にお貸しをするか、もしくは自分で耕作をするということでした。やむを得ないと判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

確認なんですけども、この譲受人の さんというのは、 というのは、場所はどの辺ですか。どの辺というか、 なんです。

（「 」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君）

（「 」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） これは ですか。

○事務局（正能 光君） はい、そうです。

○2番（江川芳夫君） そうすると、原道までどういうふうに行くんですか。どういうふうに行くというか、農地のこれは、田んぼですよ。どんな形の耕作をするのか、その辺をちょっと確認なんです。

○9番（瀬下京子君） 行政書士の さんにお話をお聞きしたんですけれども、

さんは兼業農家ということで、投資もやってらっしゃるということです。今農地のほうは大変荒れておりまして、何も作付けされていない状態でしたので、ここに機械を入れて耕作されるんですかとお聞きしました。そしたら、自分のところで機械を持ってきて作りますということでしたので、やむを得ないと判断してまいりました。

○事務局（正能 光君） 事務局です。現況はちょっと荒れているんですけど、畑の状態です。ヒアリングのときに、お貸しするということはないですよ、自らやるというのが条件ですので、やってもらわないと困っちゃいますね。

（「宅地と一緒に売っちゃいそうな気がした」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） 宅地はいずれにしても、農地のほうは自らやっていただくということ
とで。

○2番（江川芳夫君） これ257平米しかないんでしょう。これ1筆だよ。 さんとい
うのは隣を持っているわけでもないし、これ1筆でしょう。このために から機械を持っ
て田植えしに行くんですか。

（「畑じゃないですか」「田んぼじゃない、実質は畑」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） 実質は畑です。

（「地目上は田んぼだけど、土地利用では」と言う人あり）

○2番（江川芳夫君） 稲を作るわけじゃないんだ。

○事務局（正能 光君） 現状は地盤が高いので畑です。

○事務局（小川修一君） 逆に、そういう面もあるんですけど、このまま さんがほかの仕
事が忙しくてできないということで残されて、どんどん荒れていっちゃっても、それも困る
なというのもあるので、という側面もあります。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田ですけども、ここは白地ですよ。除外、農用地じゃ
ない、白地で今後転用される可能性がある土地なんでしょうか。面積も小さくて。

○事務局（小川修一君） それは11号とかということでしょうか。

（「白は白」と言う人あり）

○11番（柳田 浩君） 白があるんだよね。

○事務局（小川修一君） そうです。県道沿いの二種農地と思われまますので、開発の余地は残
されちゃいます。

○2番（江川芳夫君） その隣の さんて、実家は さんという人の、持主はこの図面の
上のうちが持っているということでしょう。

○事務局（正能 光君） そうです。

○2番（江川芳夫君） ここに今誰もいないということでしょう。これも買っちゃうんじゃな
いんかね、買わない、そこまでじゃないんか。

○事務局（正能 光君） これも一緒に買うんです。

○2番（江川芳夫君） 買うの。

（「合わせて買う」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） 合わせて買う。

○2番（江川芳夫君） さんが買うの。

- 事務局（正能 光君）　そうです。
- 11番（柳田 浩君）　だったら農地じゃなくて宅地で買えばいいのでは。宅地に転用してね。
- 2番（江川芳夫君）　なるほど、買うんだ。
- 8番（松村文夫君）　これは農地としての売買とはちょっと考えにくいね。これは農地としての売買じゃないんじゃないと推測するのが自然じゃないかな。
- 2番（江川芳夫君）　これ3条で出ているからね、3条でしょうこれ。
- 8番（松村文夫君）　からわざわざ。
- 9番（瀬下京子君）　思ったんですよ、私も。あっちのほうから来るんですかと聞いたんですけど、来ますと言われたんですよ。もう耕作しますと言われたので、それ以上何とも言えなくなっちゃったんですよ。

（「それはそうだ、しょうがない」という人あり）

- 14番（関口豊充君）　5条だったら。
- 11番（柳田 浩君）　5条なら5条で敷地拡張で。500超えちゃうか。
- 14番（関口豊充君）　超えちゃう。東のほうを含めると。
- 会長（小倉和夫君）　いろいろ議論があるところなんですけども、再度事務局で確認をとって、審議するというところで、保留ということをお願いしたいと思います。

（「はい」と言う人あり）

- 事務局（正能 光君）　事務局です。もう少し中身を、詳細を調査させてください。今回は保留ということをお願いします。
- 2番（江川芳夫君）　3条でかかっているんだから、3条に準じないとまずいからね。今回はね、3条だもん。農転ありきの説明じゃ3条にならないから、最初から。
- 11番（柳田 浩君）　大体、絶対3条と言われると不自然だけどな。
- 事務局（小川修一君）　受人のほうに直接事情を聞いて意思を確認します。
- 2番（江川芳夫君）　本当はさっき言ったように、何かしたいんじゃないの。それだったらそれで、そういう手続を最初からしたほうがいいんじゃないの。
- 事務局（小川修一君）　それであれば、5条申請ですね。
- 2番（江川芳夫君）　3条の指導というのは農業委員会がしたの。3条でやれというのは。
- 事務局（正能 光君）　いや、そんなことないですよ。相手方の、3条で。
- 事務局（小川修一君）　農地としてやりたいということで。

○事務局（正能 光君）　そうです。

○事務局（小川修一君）　既存宅は既存宅で買うと。既存宅でセットでと書いてあったのを見ましたが、農地として使いたいということであった。

○会長（小倉和夫君）　もうちょっと事務局で確認してやるということで、皆さんご了承をお願いいたします。

○9番（瀬下京子君）　すいません。

○会長（小倉和夫君）　そういったことで、5番は保留で。

次に、6番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君）　ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢により耕作が困難なため、また譲受人は経営規模拡大のため今回の申請となっております。

譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君）　11番、柳田です。

3月14日に担当推進委員の坂田推進委員と2人で、　さん宅を訪問しまして、お話を伺ってまいりました。今回の申請地は　さんの宅地の後ろの土地です。現在は　さんが保全作業をしているような状態ですが、このたび　さんのお宅では、中川の改修で約1反ちょっと買収にかかっていると、そういうこともあって、　さんのほうから譲りたいという話もあったものですから、この際宅地のすぐ後ろですので、農地として活用したいということで、この話になったということでございます。やむを得ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君）　2番、江川です。

ちょっと確認なんですけど、この　さんの所有が、自作が43アール、貸付けが26アールありますよね。これで先ほどの事務局の説明だと規模拡大、この26アールは戻しても

らったほうがいいんじゃないですか、拡大するんなら。そういう意味で、理由は譲受側は拡大なんだろうけども、実際の理由は耕作、自分ちの隣なんで、耕作しやすいということなんでしょうね。拡大だったら、貸しているのを戻してもらってもいいんじゃないかと思うんですけどね。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。やっぱり耕作条件というものもあると思いますので、これを入れて5反以上になりますので、そういうことだと思います。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑はありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、市道拡幅の協力により宅地面積が減るため、北側への敷地拡張をするもので、必要書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第一種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものでございます。

当案件は、自宅建築時に一緒に盛土、土留めを施工した様子でありますけれども、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

3月15日に推進委員の渡辺さんとこの さん宅をお邪魔しまして、聞き取り及び現地

確認を行ってまいりました。本申請につきましては、先ほど事務局の説明のとおり、この図面で言うと位置図の下の部分に左右に、右下に通る道があるかと思えますけど、この道が拡幅されて、この申請地側へ3メートル50センチぐらい入り込むような形で宅地が道路の地になったものでございます。

一応、先ほど事務局からも話がありましたが、宅地を購入したときに、宅地とそれから農地を一体的に、もう擁壁ができておりまして、畑の農地としてのあれはないです。明らかに宅地の一部ということになっておりますが、幅も3メートル50センチぐらいの幅かな、宅地の裏側にそれぐらいの農地が残っているような状態だったんですけども、今回の道路拡幅によって庭を取られたような形になっておりますので、やむを得ないかなというようなことで判断してまいりました。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番-豊野地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、申請人が高齢になり耕作できないため、土地の有効利用を考え、長屋住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類を整えられております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

3月14日に坂田推進委員と2人で さん宅に訪問しまして、お話を伺ってまいりました。この さんの長屋住宅は、今回の申請のすぐ後ろが約1反の田んぼがあったんですけど、そこも長屋住宅として前回許可し、現在建築中ございまして、その2期拡張としてさらに長屋住宅を建てたいという内容ございまして、場所的にもやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の9件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地26区画を販売するもので、資金計画等必要添付書類を整えられております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

3月16日、推進委員の小山さんと2人で、一番この中で面積の多い さん宅にお伺いし、ご本人から話をお伺いしました。まず、現地なんですけども、

と、この辺は1枚の田んぼになっておりまして、何年か前かで近くの方にお米を作ってもらっていたそうなんですけども、見て分かりますとおり、新川用水のすぐ

近くで高台になっておりまして、井戸水の出が悪いから、悪いけどもう返すからということ
で言われてしまい、何年か自分でトラクターで行って管理していたんですけども、この位置
図ですと分かりづらいんですけど、周りもう全部建売住宅になっておりまして、話合いの結
果今回申請に至ったということで、それ以外のごちゃごちゃした田んぼもあるんですけども、
こちら少し稲を作って、稲刈りの後、耕耘しない状態で残されておりましたけども、とに
かく米を作るにしても野菜を作るにしてもちょっと作りづらいところがございますので、許
可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

ここは二種に入るんですか。周囲を見ると、住宅化が進んでいるようですけども、農地が
大きくあるもんですから、その農地をこれほど潰して26棟も建ってという計画になってい
るものですから、11号にまず該当しないと。

○事務局（正能 光君） 事務局です。17ページを見ますと農地が残っているように見えま
すけども、ここはファイブイズがもう五十数棟建売を予定しております。その残りという
イメージなんです。ここは、第二種でございます。

○11番（柳田 浩君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図5-2
をご覧ください。

本案件は、申請人が立地や居住環境が良好なことから、賃貸住宅の需要を見込み、長屋住
宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類を整えられております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認
したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基

準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく3月16日、推進委員の小山さんと2人で申請人の さん宅にお伺いし、お話を聞いてまいりました。この さんはちょっと留守だったんですけども、奥様がいらして、お話をお伺いしたところ、この自宅からこの土地までちょっと距離がありまして、自分の家の周りに田んぼがたくさんありますので、この周りもほとんど、今この地図ですと田んぼふうになっておりますけども、建売住宅がたくさん建っておりまして、また、小学校もすぐそばで何分もかからない土地で、非常に条件が調っているということですので、今回合意に至ったということでしたので。

後日、 さんという方にお電話したところ、アパートを建てたいということで話を聞いているということでしたので、二種農地ということもあり、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見がございましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の田ヶ谷地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類を整えられております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

3月13日に代理人の さん、この方は土地家屋調査士でありまして、この方の都合によりまして、電話にて聞き取りを行い、そして15日に推進委員の渡辺さんと現地を確認してまいりました。

まず、譲受人のこの方 さんというふうに呼ぶようなんですが、この方は現在のアパートのほうに住んでおりまして、子供が生まれ手狭になったというふうなことから、自己用住宅を計画したということでした。現地のこの土地ですけれども、この東側はもう住宅が、建売が2棟建っておりまして、この北側は譲渡人の さんの実家で、今はもう家が建て壊されて造成されて、資材置場みたいな状況になっておりました。そして、今回のこの申請地でございますけれども、何もつくらず、雑草が生えているような現状でございました。

以上のことから、本申請については異論や問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の種足地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、資金計画等必要添付書類を整えられております。

また、現地調査を行った結果、第一種農地と判断されますが、市内業者が業務上必要な施設で、市道に接続して設置されるものであることから、農地法の不許可の例外に該当し、許可の見込まれるものということでございますので、一般基準、立地基準上、やむを得ないも

のと思われます。また、同時に隣接する空き家も購入し、従業員の住まいを建てる計画でございます。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましては、3月20日の日に推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。現地は何筆も上がっているんですけども、1枚の畑の状態であります。そして、当日譲受人の代理人の さんに出席してもらいまして、一緒に現地調査を行いました。

まず1点目は、この1枚の畑の状態、中がどういう状態か分からない状態だったので、事前に地権者立会いの下、杭を確認し、また新しい杭を設置したということを知っております。また、この畑の中に位置図で分かるように、L字形の私道があります。大体幅が南北で1.5メートル、横が1メートルぐらいという説明を伺っております。

もう1点は、譲渡人の さんですけども、その隣が空き家の状態になっています。それが実家であります。そして、その実家の状態は一応譲受人が買い取るということで、現在、もうもうとした樹木がたくさんあったんですけども、それをきれいに伐採して、今片付け中という状態で見えてきました。

そして、もう1点は、この譲受人は上崎地内の道路に面して仕事をしているんですけども、置場を増やすため、事業拡張のためということで今回申請という形になったそうです。

あともう1点、譲渡人の さんから直接お伺いしたんですけども、もう一つの土地、 さんの土地なんですけども、 さんの甥っ子だそうです。なので、実質的には さんが土地を管理して、現在に至ったということだそうです。

そういう一体的なことで話を聞いてきました。皆様のご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認なんですけども、隣接の空き地というのは、 さんという家かな。

○10番（小川達男君） さんの家が さんの実家。それが空き家状態です。

- 14番（関口豊充君） やぶみたくなっている。あそこもいっぱいぶっ積んであって、はっきり言って見てくれは決していいほうじゃないね。
- 11番（柳田 浩君） そういうのが簡単にぼんぼんとあったときに。
- 事務局（正能 光君） そうです、はい。
- 14番（関口豊充君） 図面上で見ると、確かにきれいに整然と枠の中に車が置かれるようなイメージを持たれるけど、実際、今の上崎の がやっているところはすごい状態だよ。半分以上塀があるので見えないけれど、すいません。現状としてはそんなふうな。
- 事務局（正能 光君） 申請書に写真とかも付いておりますけども、外からは見えない、塀の中は結構いろんなものがありますね、車とかですね。物がかなり散乱しているんですけども、それを種足のほうに持ってくるようなということだと思います。
- 2番（江川芳夫君） 2～3キロ離れているよね、3キロだよ。
- 11番（柳田 浩君） 何でここを選んだんだろうね。
- 14番（関口豊充君） 迷惑をかけないようにちゃんと管理さえしてくれればね。周りの人に迷惑がかかるようなのでなければいいけど。あの上崎の状況を見ると。
- 2番（江川芳夫君） もう一回お伺いします。本当にこれは解体はやらないと書いてあるの、申請書には。
- 14番（関口豊充君） 廃車置場というのがあるんだからあるよ。この左上のほうに廃車置場というのがあるでしょう。廃車置場イコール解体したあれがそっちへ行くんだろう。
- 2番（江川芳夫君） 資材置場というのは、何も解体もしないで物を置くだけということなんでしょう。
- 事務局（小川修一君） 農地法で言う資材置場って、建築基準法とかで言う、建設資材とかって定義じゃないと思います。ちょっとそういう解体部分も入っちゃっても、駄目とは言えない部分だと。
- 11番（柳田 浩君） 農地以外の雑種地的なものなんだよね。
- 事務局（小川修一君） 都市計画法で決まっている定義があれば、そこはもうそれしか建たないとか、土地利用できないんだよと言えるんですけど、解体が全くないんじゃないのかということも言えないのかなと思いますね。
- もちろん許可の中には周りに飛散しないようにとかの案件はあるんですけど。
- 事務局（正能 光君） さんという空き家を買って社員寮にして、現地を管理させるということも理由で書いております。

- 2番（江川芳夫君）　　さんですか、うるさいとかって苦情が来たらどうするの。余計な心配だけど。これは地区の行政というか、周りの自治会とか隣の人とかというのの同意は一切要らないんですね、何も。関わりなくて許可になっちゃう。
- 事務局（正能 光君）　　ないですね。書類的なものは一切添付はされておられません。その必要ありませんけども、当然地域に説明というのは行っているかと思います。
- 8番（松村文夫君）　　さんのうちにどういう影響を与えるかというのは、少し考慮してみてもいいかなと思うね。許可要件は別としてね。
- 事務局（小川修一君）　　周りへの影響を確認した上でということで、決をいただいてもよろしいでしょうか。業務の中身を聞くしかないですよ。
- 11番（柳田 浩）　　話だけでしょう。
- 事務局（小川修一君）　　話だけです。ほかに担保できるというのは。こういうふうにやりますと文書で出させるぐらいのもので。
- 11番（柳田 浩君）　　疑ったら何もできない。
- 事務局（小川修一君）　　そうですね。署名主義というところではありますけど。
- 会長（小倉和夫君）　　こういう案件がだんだん多くなりそうな気がするよね。空家付きのあれということで、意外と事業展開を狙ってくるという可能性が結構あるので。
　　じゃ、取りあえず事務局のほうで条件付きというのはおかしいですけども、それで一旦聞くことによって許可を。
- 事務局（小川修一君）　　その経過を、今回ここで決をとっていただいて、次回報告させていただきます。
- 会長（小倉和夫君）　　事務局のほうで、　　さんの確認をとった上での、今回は許可相当か許可不相当かということではなくて、許可相当にして、事後報告するということをご了解をいただけないでしょうか。
- 11番（柳田 浩君）　　地元の農業委員さんいいですか。
- 10番（小川達男君）　　この萩原さんて方は旦那さんが、そこは息子夫婦が住んでいるんですよ。それで、両親は私の隣家なんです。この前も確認に行ったときに、せがれ夫婦がいるんですね、その父親が空き地内をちょっと手入れしていたんです。そのときちらっと見えたんですけどね、我々が行ったとき。私からすれば、偵察という形で見えたらしいです。私もあんまり詳しいことは言えないから、資材置場だよということで返したんですけどね。一方通行の話で。

○2番（江川芳夫君）　　さんは何ができるか知らないんでしょう。

○10番（小川達男君）　　うん、俺が資材置場だよと言ったの。だから、その資材置場の詳しい内容は。

○2番（江川芳夫君）　　分からないの。

○10番（小川達男君）　　第一私はその時点で説明することができないと思って、資材置場と大義名分の、上がってきたら説明した。多分、さっき杭の関係があったんだけど、杭があっちこっち新しい杭が打ってあるんです。　　さんちのほうと接しているでしょう、宅地、東側。それで裏側は1メートルの市道があるわけ。それも多分旦那さんが立ち会っていると思うんです。だから、そのときにどういう代理人が説明しているかどうか。

　　ただ、あの一帯は空き家の、空き家状態になっている　　さんの娘さんが脇に、分家に出て、ほとんど空き家状態の人がもともと持っていたというんだよね。　　さん以外はほとんど。それで、相続でこういうふうになって、母屋は何回か通ったことはあるんだけど、相当傷んでいる母屋で、立木を切った状態の根っこを見ると、大体私の想像だと年輪で50年以上の根っこがごろごろあるわけです。

（「この空き家の　　さんのお宅がもう草ぼうぼうで、
　　周りにも迷惑かけているようなことってありますか。」という人あり）

○10番（小川達男君）　　だから、現在はこの譲受人が、代理人の説明すると、譲受人が買って周りをきれいにしていると。譲受人できれいにしたと。

○2番（江川芳夫君）　　家は住めるの。

○10番（小川達男君）　　家はこの中の、一つ小さいほうは取り壊すと言っていましたね。こっちはちょっと手入れ入れないと、ちょっと。

　　だから、私もちょっとこの図面見ながら、内心は心配しながら調査したわけです。

○11番（柳田 浩君）　　さんのほうは自分の娘が隣でいいけどね。　　さんはね。

（「　　さんは宅地に面しているからね。」という人あり）

○10番（小川達男君）　　そうなんです。そこへ実家から土地をもらってせがれ夫婦はそこへ出たわけ、新しく。

○2番（江川芳夫君）　　分家ね。

○14番（関口豊充君）　　上崎の例からすれば矢板だよ。

○2番（江川芳夫君）　　これは難しいな。

○11番（柳田 浩君）　　不許可と言えるような根拠がない。

○10番（小川達男君） 本当よね。

○11番（柳田 浩君） うまくやってくださいとしか。

○会長（小倉和夫君） 羽生のほうではこれに似たようなあれで、意見があつて、一旦県のほうでも不許可にしたんですけども、後日許可にしちゃっている例もあるんだよね。意外とこれは簡単に見えて、不許可にできないんですよ。

だから、一般的な農業委員の意見からすると、将来環境にいろんな影響を与えるんじゃないですかとって不許可という形まで持っていても、後日結局県のほうの方針とすれば、これは不許可にはできませんということで、認めちゃう場合があるんですね。例えば3,000平方メートル以上の、例えば外国の方が今まで借りていたところで事業をやっていたんですけども、それを地主から立ち退きを受けて違うところに移転しますという形で、それはちよっとまずいんじゃないのというので不許可にしたことがあるんですけども、後日許可になっていました。なかなかこれは難しいんですよ。

○11番（柳田 浩君） というのは何があるんでしょうか。地番の 。

さんの反対側の、さんと申請地の間。3,000をぎりぎり切っていくところのが さんがあつて。3,000あれば県の評価になるから。

○2番（江川芳夫君） は所有者は誰なの。

○事務局（小川修一君） 地主が違うので。 さんは、分家の さんちの前……

○事務局（正能 光君） 畑ですよ。

○2番（江川芳夫君） 所有者同じ、違うの、 。

○会長（小倉和夫君） じゃ、一旦休憩にします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 再開します。



○会長（小倉和夫君） 先ほどの話の続きでございますが、5番の案件について事務局のほうで。

○事務局（小川 修一君） 皆さんからご意見いろいろいただきました。事務局のほうで、今回こちら、不許可の案件の内容ではありません。そのような中で、皆さんご心配しているところがございますので、事務局のほうで譲受人のほうの業者さんですね、こちらに周りへの影響、そういったことを指導します。指導した上で、その指導の結果を見て許可の方向に持っていきたいなと思っています。

なので、許可する前にももちろん行政指導して、確認をしてからという形にさせていただきたいと思いますので、採決のほうよろしくお願いできればと思います。

○2番（江川芳夫君） もう一回確認だけしたほうが良いと思うな。この外国人の会社は、今までに騎西で上崎というところで営業しているようですけども、この会社の苦情があったかどうか。役所の環境のほうに。それを確認する必要があるんだと思うんですね。どういった面の、全然なかったかどうか。さっき言ったように、観音堂、上崎のところなんだけど、かなりストックヤードとして高い塀を造ってやっているようですけども、そういうものがあれば、もう一回環境のほうを調べてもらって、どんな苦情が来ているのかということが言いたいんですけども、よろしくお願ひします。

○事務局（小川修一君） 分かりました。騎西支所さんなり、あと環境のほうも確認をしてみます。

○会長（小倉和夫君） 条件付きというか、今回は不許可にできないということで、事務局からの業者さんに申入れをするということで、許可をいただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の種足地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ、土地利用計画図の5-6

をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類を整えられております。

また、本案件は、今年度除外が完了し、第二種農地となったもので、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものということでございまして、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（小川達男君） 10番、小川です。

この案件につきましても、3月20日の日に推進委員の橋本さんと現地調査を行いました。譲渡人の さん宅に訪問いたしまして、本人より申請どおりであるということ、また現地も見たんですけれども、 さん宅の前に道がありまして、その道の東側ということですのですぐ宅地の前ということでもあります。現地もそれぞれ確認しました結果、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ、土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第二種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基

準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 14日に推進委員の石川さんと現地確認と聞き取りをいたしました。申請地はきれいに管理されてい

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の東地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、野菜類を作付けするために農地改良を行うもので、必要添付書類を整えられております。

また、当該地は農用地であります

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番の中島です。

3月18日に推進委員の町田さんと現地確認に行つてまいりました。譲受人のの代理人のさんと譲渡人のさんと現地でお会いして、いろいろ話を聞きました。田んぼが低いので農地改良で土盛りをして、小麦の耕作をしたいということでした。本件申請は、農地法の許可基準から判断いたしまして、何ら問題ないと思つて許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） すいません、事務局です。先ほどの説明の中で野菜類と申し上げましたけども、今再確認したら農業委員さんの言うとおりの、小麦を作付けするということがございました。失礼しました。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類を整えられております。

現地調査を行った結果、第一種農地と判断されますが、不許可の例外で許可が見込まれるものでございます。また、開発に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

3月14日に坂田推進委員と譲渡人の さん宅を訪問しまして、本人からお話を伺ってまいりました。中身は事務局の説明のとおりで、実家の前に自己用住宅を建てるということで、やむを得ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

宅地に入る進入路、どこにこれはあるんですか。

○事務局（正能 光君） 事務局です。母屋に、もともと実家のほうに入っているうちはコン

クリ、土間コンが打ってありまして、ここが5メートルございまして、そこを2メートルと、3メートルという形で、実家と同じ、要するにそれを2軒で使うという、そういう話になります。

○4番（松本 昇君） 配置図の関係で、5-9というのがありまして、 の下に長くずっと、 の一部というふうに入っていて、何か変なのがずっと下にあるので、それがどうかと思いました。

○事務局（正能 光君） 5-9の土地利用を見ますと、既存の進入路の部分も区画として一部入っていると、ちょっとこれだとイメージ的には見づらいんですけども、 との一部、これには既存の宅地も入っていると、そういう見立てでございます。

○14番（関口豊充君） 正能さん、この図面の 、これ幅員が2メートルでやつがそうでしょう。

○事務局（正能 光君） そうです。

○14番（関口豊充君） これに附随して、母屋のほうのやつがこの左側のやつ、小さくて見えないけれど、 に相当するのが、そのすぐ左側に、これは何と言ったらいいんだろうな。

○事務局（正能 光君） 3メートルぐらいの幅員があるんです。

○14番（関口豊充君） 一緒に付けちゃうということなんでしょう。

○事務局（正能 光君） そうです。

○4番（松本 昇君） 幅員幅は入っていないけれども。

○事務局（正能 光君） そうです。

○11番（柳田 浩君） 実際の開発は畑側じゃないんだよね。

○事務局（正能 光君） 違いますね、はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございせんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

まず最初に、当初ご説明しました位置図と併せてご覧ください。

まず議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回審議していただきますのは中間管理事業に基づき、中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分14筆、面積にして5,169平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 地図で言うとどの場所というのを教えてもらいたいな。

○事務局（正能 光君） 柳生地区と柳生北。

○14番（関口豊充君） 両方に関係しているの。

○会長（小倉和夫君） 北じゃなくて、北の柳生地区。コヤグチが入っていると。キノエヅカというんだっけ。これはもうちょっと北なんだよね。両方に入っていると思う。

○14番（関口豊充君） 分かりました。位置関係がちょっと。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与への制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができない」に、
が該当しますので、議事の間退席をいたします。

議事進行については、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

(委員退室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、管理希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかを審議してもらうものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

地区といたしましては、騎西の戸室、それから戸崎、麦倉、柳生、道下、先ほどの図面でちょっと確認をして。戸室は1地区で、麦倉は。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

(委員入室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(委員会受付分)の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与への制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に

参与することができない」に、委員、が該当しますので、議事の間退席をいたします。

議事進行については、柳田職務代理にお願いいたしたいと思います。

(委員、委員退室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしく申し上げます。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(委員会受付分)の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画事業につきましては、平成22年6月市策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想におきまして、期間を3年、6年、10年としており、期間満了をもって自動的に契約解除となっております。

今回ご審議いただきますのは、令和3年2月1日から15日までに申出された案件でございまして、新規分412筆、面積37万8,865平米、更新分382筆、面積39万5,523平米で、合計794筆、面積にしまして77万4,388平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、令和3年5月1日から法的効力が発生するものでございます。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたけども、これは2月の通常の利用権の設定及び変更についての議案になっております全地域に関係ございますが、特にご意見等ございましたらお願いいたします。

特になければよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(委員会受付分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、承認とすることに決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、退席している農業委員の入室をお願いします。

(委員、 委員入室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



◎報告事項

○会長(小倉和夫君) 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) それでは、報告第1号から5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続による届出6件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について15件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出165件で、内容は資料のとおりでございます。

すいません、1号から4号まででございました。

以上で報告を終わります。

○会長(小倉和夫君) 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長(大熊和夫君) 小倉会長、そして柳田職務代理には議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長(大熊和夫君) 柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和3年第3回加須市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございました。

閉会 午後 3時35分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年3月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 早 川 初 男